

**公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する
政令案について
(概要)**

令和 7 年 4 月
国 土 交 通 省
不動産・建設経済局

1. 背景

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号。以下「入契法施行令」という。）において、公共工事の発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項として各省各庁及び地方公共団体の長が公表すべき項目を規定しているところ、予定価格が 250 万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該国及び地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものについては、公表を要しないものとされている。

公表を不要とする公共工事の要件として「予定価格が 250 万円を超えない」こととしているが、これは、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）において、国及び地方公共団体（都道府県及び指定都市）が行う契約のうち、「予定価格が 250 万円を超えない工事」は随意契約によることができることとされており、この金額を参考に設定されたものである。

昨今の企業物価指数等を踏まえ、予決令及び地方自治法施行令が改正され、本年 4 月 1 日から随意契約が可能な額について、「250 万円」から「400 万円」へ引き上げが行われた。これを踏まえ、入契法の規定による情報の公表を不要とする金額についても、改正後の予決令における随意契約が可能な額と同額に引き上げる必要がある。

2. 改正の概要

○ 入契法施行令における公共工事の情報公表を不要とする金額の引き上げについて

（第 2 条第 1 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項及び第 7 条第 2 項）

公共工事の発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表を不要とする要件を「予定価格が 250 万円を超えない工事」から「予定価格が 400 万円を超えない工事」とすること。

3. 今後の予定

公布：令和 7 年 5 月下旬

施行：令和 7 年 7 月 1 日